

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成25年11月5日
丹波ひかみ農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という）に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 組合員・利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 新規のご融資・お借入条件の変更等について、関係する他の金融機関等との連携
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年2月1日に公表し、平成25年4月1日改正しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）組合長以下、関係役員、コンプライアンス統括室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ

報告することとしております。

- (2) 金融担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融部融資統括部門（融資審査課・融資管理課）を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 本支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融部融資統括部門へ報告することとしております。
- (4) 各支店等では、金融円滑化に係る取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 組合員・利用者からの金融円滑化に係るご相談を本店金融部および支店等に設置しております。
- (2) 組合員・利用者からの当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、本店コンプライアンス課に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続に従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、借入条件の変更等を行った組合員・利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、組合員・利用者への支援について真摯に取り組めます。
- (2) 農業関連のご相談に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況 別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 別表2のとおり

別表 1

法第4条に基づく措置の実施状況（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	10	68	29	134	47	173	47	173	50	228	53	252	53	252	54	254	57	325
うち、実行に係る貸付債権の額	10	68	27	113	43	156	44	164	44	164	50	243	50	243	51	245	54	316
うち、謝絶に係る貸付債権の額					1		1		1		1		1		1		1	
うち、審査中の貸付債権の額			1	19	1	7			3	54								
うち、取下げに係る貸付債権の額			1	1	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8

	平成24年12月末		平成25年3月末		平成25年6月末		平成25年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	57	325	59	338	59	338	59	338
うち、実行に係る貸付債権の額	54	316	55	317	55	317	55	317
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1		1		1		1	
うち、審査中の貸付債権の額			1	11				
うち、取下げに係る貸付債権の額	2	8	2	8	3	20	3	20

別表 2

法第5条に基づく措置の実施状況（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	20	4	72	11	188	13	218	14	220	16	258	16	258	17	276	19	308
うち、実行に係る貸付債権の額			4	72	7	109	12	200	13	218	15	249	16	258	16	258	19	308
うち、謝絶に係る貸付債権の額																		
うち、審査中の貸付債権の額	1	20			4	79	1	17	1	2	1	9			1	18		
うち、取下げに係る貸付債権の額																		

	平成24年12月末		平成25年3月末		平成25年6月末		平成25年9月末	
	件数	金額	件数	件数	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	19	308	21	341	21	341	21	341
うち、実行に係る貸付債権の額	19	308	19	308	21	341	21	341
うち、謝絶に係る貸付債権の額								
うち、審査中の貸付債権の額			2	32				
うち、取下げに係る貸付債権の額								

注）法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。